

第 1 3 9 号議案

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 6 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「 5 , 0 0 0 円」を「 3 , 0 0 0 円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員が足立区役所での会議に出席する場合において、当該委員の住所から足立区役所までの直線距離が片道 1 キロメートル未満のときは、支給しない。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

費用弁償の額を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。